

令和6年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年10月21日（月）午後1時30分～午後3時02分	
場所	さぬき市役所3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～11号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第12号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第13～15号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第16～18号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第19号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第20～27号)
日程第8	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第28号)
日程第9	その他	
出席委員	1 山下加代子 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 11 樫村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 15 長田禎二 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政(会長)	
欠席委員	2 吉原博美 10 藤井 修	
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

それでは、定例会をお願いしたいと思います。

議長（会長）

皆さん、改めまして、こんにちは。10月入りまして、いつまで暑さが続くのかと思いましたが、雨の影響でちょっと朝晩が涼しくなってきたところでございます。

先日の議会で新しく農業委員になられた白川さん、どうぞよろしくお願い致します。

新聞でも、●●●●●●で議会在1人承認しなかったということで、農業委員会が開かれず、7月から8月、9月、10月がどうなるか分からんという報道もございました。

当農業委員会は皆さんのご協力で委員会が開かれました。これは本当に皆さんのおかげだと思っております。そしてまた、新たに白川さんが委員になっていただいたということで、またよろしくお願い致します。

それでは、これより委員会を始めたいと思います。

なお、本日提案致します議案については、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

なお、農地購入者の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長と私の6人で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は18名中16名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、3番 眞田委員、4番 蓮井委員、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。

事務局

別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他3筆です。解約理由は貸人の要望のためです。

報告第2号、貸人、●●●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。

次に、別紙A4の資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、15件受理しています。

報告第1号から第3号をご覧ください。これらは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人が●●●●●●●●●●、●●●●●様の解約で、解

ングを行った案件です。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約210mに位置しております。譲受人はご両親と共に既に●●●●番●のハウスでイチゴの栽培を行っております。また、農地取得後は●●●●番●の農地にもイチゴのハウスを設置する計画です。

会長提出議案第11号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年10月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに畑、地積58㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は2,514㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては11ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約1.3kmに位置しております。譲受人は申請地付近のご実家や周辺農地と共に申請地の保全管理を行ってききましたが、当該地は平成26年の圃場整備による換地の際、誤って譲渡人名義となっていたことが発覚し、所有権移転の申請に至りました。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

会長提出議案第1号ですが、10月15日に現地確認を全員で行いました。現在、この農地は既にもうきちっと管理されておりますので、特に問題ないと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

第4号議案ですけども、先週木曜日、パトロールが終わった後に推進委員と共に見に行きましたけども、前回の申請地の続きで、まだ何も進んでいませんでしたけども、この辺まとめて整備されるだろうということで、よろしいのではないかというふうに考えております。どうぞお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から説明をお願い致します。

十川隆行委員

去る17日に全員で見てまいりました。今、説明どおりで問題ないと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 8号議案は、●●●●●●さんの農地ですが、事務所のすぐ東側にありまして、管理も十分できると思いますので、問題ないかと思います。

9号と10号は、今現在、イチゴをずっと作っていきまして、その経営権の移転ということで、従業員の方が見られるということで、先ほどミーティングさせてもらいましたが、別に問題ないと思います。

それから11号議案は、宅地のすぐ南に畑があって、敷地の岸みたいな形になっている狭いところで、こちらも問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号、第3号を除く議案第1号から第11号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

眞田幸雄委員 9号議案の、休憩所は制限除外済というのは、この●●●●番●は888㎡、これは全部ですよ。休憩所を含めた面積ですよ、これ。

事務局 この●●●●番●の地積888㎡というのは登記上の全体の面積のことで、農業用の休憩所であったりとか農作業場を造る場合に、面積200㎡以下の場合には農地法の制限を除外するという手続がございますので、それが提出されているということです。

眞田幸雄委員 なるほど。ちなみに何㎡あるの。

事務局 ちょっと、調べて後で発表します。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号、第3号を除く議案第1号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号、第3号を除く議案第1号から第11号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第2号、第3号の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長）	ないようですので、議案第2号、第3号についてお諮り致します。議案第2号、第3号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第2号、第3号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 着席)
事務局	失礼します。先程ご質問のありました3条の会長提出議案の第9号、休憩所の制限除外の面積なんですけど、888㎡のうち136.42㎡の面積が、休憩所と、その横に車2台ぐらい止めれる駐車場みたいところが除外されています。
議長（会長）	それでは、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第12号を議題とし、上程致します。 それでは、事務局、説明をお願い致します。
事務局	それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の3ページをお開きください。今回の非農地証明案件は1件ございます。 それでは、説明させていただきます。 会長提出議案第12号、地区番号2、受付年月日、令和6年10月1日、申請人、●●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他6筆です。台帳地目、田4筆、畑3筆、現況地目、全筆山林、合計地積5,197㎡です。申請理由は、平成13年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料12ページから14ページをご覧ください。 概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から北東約720mに位置しております。平成15年に競売により申請地を取得しております。申請地は競売により購入したものの、土地の形状から耕作不適、耕作不便な農地であり、平成13年頃から既に耕作放棄となっており、山林化しました。位置図は資料12ページ左側、写真方向図は資料12ページ右側、現況写真は資料13ページ、14ページになるのでご確認ください。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。
松岡浩二委員	12号ですが、10月15日に現地確認を行ってきました。本当に山の中で、この写真のとおりで、道路ももう全然分からないような状況のところ

です。資料と致しましては18から19ページで、位置図を18ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の西約1.4kmに位置しており、宅地、道路及び水路に隣接しています。申請地は昭和58年頃から転用許可を受けずに進入路及び駐車スペースとして利用されており、このたび無断転用を是正するため申請に及びました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第15号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和6年10月1日。申請人、●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目田、現況地目宅地、地積合計186㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、平成14年1月30日から平成14年12月31日。農地区分、第2種農地。無断転用を是正する申請です。資料と致しましては20から21ページで、位置図を20ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の西約1.2kmに位置しており、田、宅地及び水路に隣接しています。申請地は平成14年頃から転用許可を受けずに洗濯物干場及び駐車スペースとして利用されており、このたび無断転用を是正するため申請に及びました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
●●地区からお願いします。

山下加代子委員 18日に現地確認してまいりました。事務局の説明のとおりです。無断転用の是正ですので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

戸田修治委員 14号議案、15号議案ともさぬき市の●●●●の南手と北側とで、どちらも無断転用の是正ということで、いずれも駐車場として使っております。別段問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号から第15号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

樫村浩二委員 13号議案ですけど、これ貸駐車場いうたら有料でしょう。

事務局 賃借契約を結んで貸し付けているそうです。

樫村浩二委員 田んぼだったところを有料で貸駐車場にしとったということは、本来は貸したらいかんところだったんやろ。

事務局 転用の許可を受けずに造成して貸していたところを、今回、無断転用の是正という形で転用申請を出してきているということです。
本来、申請に2パターンあるんです。造成を誰がするかによって4条か5条かが変わってくるんです。例えば、僕の農地を勝手に造成して駐車場にしました、それを人に貸しましたという話やったら、僕が造成しているの4条になるし、例えば●●●●●さんがそこを造成して借りるようになりましたという話やったら5条申請で、申請者の方と●●●●●の連名の5条申請になります。今回はもうずっと前のことで、その当時の方も亡くなっているの、誰が造成したかは分からんですけど、もう4条申請で、勝手に造成してしまいましたという始末書と、あとは貸先の●●●●●との賃貸借の契約書を貸施設の利用見込みを証明する書類として添付して、4条で出しているという状況です。説明がうまくなかったかもしれんですけど。

樫村浩二委員 何か知らん間にあれやったん、使いよったということか。

事務局 そうです。今の所有者の人はそこが農地やとも思ってなかった。亡くなったお父さんかおじいちゃんの代か分からんけど、ずっと使いよって、今回もうここ農地だったということが発覚して、是正したということです。

議長（会長） 前回のほかの案件でこれが発覚した。自分が転用しようと思ったら、そこも農地がここにありますが、これは無断転用ですという、それを食べるのを条件に前回は許可されております。これを出すことを条件として。

事務局 申請者の●●●●●さんいうたらお孫さんになるんですけど、お母さん、言うたら嫁さんに来とる人なので、その人が嫁さんに来とるときからもうこの土地は昔からもう駐車場になっとった言うて。じゃけん、もう50年も60年も前からそなんなとったげなです。
ほんで今回、前々回ぐらいのときに、自分ちの横のところの農地を転用かけるのがあって、ほんで、後からこれが発覚したんで、もうこれは後から必ず転用申請を出すいうのを条件に前回、許可を指すことにしたということがあります。

眞田幸雄委員 それは何代も前に賃貸で契約しとるんですか。

事務局 何代前かいうたら、ちょっと分からんですけど。

た。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

山下加代子委員 これも18日に見に行きました。ちょうど●●●●に入るところの横にきれいな土塀の内側なんです。ほんで、コンクリも何ちゃしてないんやけど、表はもう駐車場は無理なんです、1台しか入らんけん。あれから入って、中で裏へ入れるようになってるので、いいと思います。無断転用ですので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 17号議案の●●●●、●●●●●の、もう既に廃車や何か五、六台を置いてました。もう造成しとるいうか、もう無断転用ですので。

それと、18番のほうについては、●●●●、アパート経営ということで、アパートの駐車場が何かもう狭いし、裏側で駐車場を造りたいいうことですので、これも無断転用ですが、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号から第18号について質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第16号から第18号についてお諮りします。議案第16号から第18号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第16号から第18号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第19号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番が●●委員の関係議案になり除斥対象になりますので、後で別審議と致します。では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第19号についてご説明いたします。農地の貸し借りについての説明で、議案書の6ページから13ページとなります。

権利の受け手は、個人2件、法人44件、中間管理機構19件の合計65件となっております。65件のうち新規13件、再設定52件となっております。設定する権利の種類は、65件のうち貸借権が4件、使用貸借権が61件となっております。貸借権の内訳としまして、12,286円が1件、5,000円が2件、2,000円が1件となっております。期間は、10年10件、6年9件、5年10か月1件、5年4か月1件、5年1件、3年42件、2年1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた49件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人21件、法人28件となっております。設定する権利等の種類は、貸借権13件、使用貸借権36件となっております。期間は、10年37件、6年8件、5年10か月2件、5年4か月2件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して審議に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番を除く議案第19号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

樫村浩二委員

この総括表の貸付について、詳しく教えてほしい。

眞田幸雄委員

農地の貸借期間は、最低3年、最高20年、賃貸20年かな。農地法からいうたら50年の貸借ができるんやけど、10年借り受けとった農地については、要は昔、1反未満の耕作以外を貸し付ければ、いわゆる離農のお金、それがくれるという話だった。それが満期になって、今度また継続で。

ただ、継続でいく場合にも相手が変わる場合もありますけど、それは農業委員会に諮って。借受けと貸付けを今回同時にできるようになったんです。昔は借受けで農業委員会を開いてもろて、貸付けで農業委員会を開くと。期間があったんですけど、機構のシステムが変わって、借受けと同時に貸付けができるようになったので、これは恐らくもう集積専門員のほうが契約済みの案件と思われます。

樫村浩二委員

なるほど。こうなりましたという報告だけやな。

眞田幸雄委員　　そうそう。ほんだけん、まあ言うたら周知みたいな。ただ、検討せんといかんのは、集約、集積というのがあって、この農地は誰それに借り受けてもろたらいいんじゃないですかという、そういう議論は出るんですけど、図面がなかったら分かん。あとはタブレットで見せる。

議長（会長）　　それと、ほとんどはもう個人対個人で話し合いできとる話やから、あれはいかんという話ではない。

岩澤佳宜委員　　問題は新規だけじゃわな。ほんだけん、継続の分がほとんどやいうけど、中に新規のが混じっとるということや。

眞田幸雄委員　　ほんじゃけん、機構が借り受けて、新しく貸し付けるのは、要は機構の考えで、集積ができるような形で貸し付けたらいいんです。ほんだけど、中には、あの人に借り受けてもらうのは嫌やという人もおるきに、そこは専門員とのお話で。

事務局　　ちょっと時間的な制約もあるので、言うたら、実際、契約はほとんどもう済んどるやつの報告なので、それを月初旬に送るのは正直難しいので、今のままでお願いしたらとは思います。

議長（会長）　　ほかに。どうぞ。

松岡浩二委員　　ちょっとこれ見よって、●●●●●●●●●●、これ3年で全部更新なの。

事務局　　そうですね。もう3年更新で全部出てきています。

岩澤佳宜委員　　相手が3年や言うたら、もうしょうがないん。

事務局　　うん。ほんなけん、これまだ相対契約やけん、機構さん通しよったら、もう6年とかになつとるけど、これまだ相対やけん、ほんでもう3年で全部切つてきとる。

議長（会長）　　ほんなら3年後はもう機構になるん。

事務局　　そうです。

松岡浩二委員　　次からは機構になるわけやな。

事務局　　はい。

事務局	それで、機構の方針としたら、基本、今、次、10年以上を原則にして、短くても6年という話で持っていくという話にはなりよりも。
農地中間管理機構	基本はもう10年です。
岩澤佳宜委員	短うて6年。5年か6年。
事務局	相対のときは1年、3年とかあるんですけど、次もう来年の4月から全部機構に移管するんで、機構さんはもう基本、原則10年以上にしてくださいと。どうしても短い場合は6年からという話で今持っていこうとされよりも。
岩澤佳宜委員	それ、相手方がもし3年にしてくれとか5年にしてくれ言うたら、もうそれでもしょうがないの、機構を通して。
農地中間管理機構	よっぽどであったら仕方ないですけど。
眞田幸雄委員	出し手が3年であったら3年で受けないかん。ほんなら3年で今度貸し付けると。ただし、集積の関係があるじゃないですか、お金もらう。ほんだけん、お金もらえんのだったら担い手さんが嫌じゃ言うんだったら、また出し手さんにどうですかいうお話をしてせんかったら、借受けができません。借り受けても貸付けができません。ほんなら、機構は2年間は相手さんを探しますよと。ただし、相手さんが見つかるまでは個人が管理してくださいというのは今も変わってないんでしょう。そういう制約がある。
大塚ノブ子委員	ちょっと初歩的なことなんですけど、契約期間を例えば10年にするでしょう。そうしたら、例えば私が今契約して10年後いうたら、もうちょっとおらんかも分かりません。子供の代になって、その書類は渡しとくけれども、子供が忘れてしまった場合はどこから通知が来るんですか。
眞田幸雄委員	相続は今度、原則、名義変更せないかんようになったじゃないですか。
大塚ノブ子委員	それはそうやけど。
眞田幸雄委員	使用貸借の場合はお金の振込はないんで、亡くなればとるかどうかは、はっきり言うて分からんです。ただ、賃貸の場合は契約して機構のほうからその賃貸料を個人に振り込むんです。そのときに銀行のほうからもストップかかるんで、振込はできんです。ほんなら、その場合は賃貸契約は継続さ

れるから、その分の相続者の同意をもらって、誰に振り込むかいう手続をして、再度また振り込むということになります。

大塚ノブ子委員 それは賃貸契約でしょう。無償の場合は。

眞田幸雄委員 使用貸借ははっきり言うて分からない。ただ、使用貸借は所有者が亡くなったら消滅しますよね。

大塚ノブ子委員 はい。そのときにちょっと追加で。

眞田幸雄委員 早う言うたら、名義変更するまで分からんわね。ただ、本来は農業委員会に届け出る義務があります。本来は。

議長（会長） 多分この契約が残っとる限りは書面で残っとるから、亡くなられたらそのときに継承されると思います。借りとる者が。

眞田幸雄委員 ただ、今、土地改良区が、要は畑へ100円、田200円、その令書が行くじゃないですか。それは本人宛やから、亡くなられとっても、その人の名義で改良区は出すはずなんです。そのときにもうその相続人が気づいてもらうしかない。ほんで、ほとんど農協からの引落としという改良区のほうからの依頼があると思うので、そこらで処理するしかないん違うかなと思われま

大塚ノブ子委員 分かりました。心得ておきます。

池田幸嗣委員 これについてですけど、公告予定日が明日ですわね、これ。これ見たらもう予定者は、借りる人の予定者も入っとるんですよね。こんなんの関係はど

眞田幸雄委員 公告期間中に手挙げてくれる人がおったらということですか。

池田幸嗣委員 はい。これ予定者いうても、この人が借りるので決まっとるわけじゃない

農地中間管理機構 いや、もうこれ契約してもろとるんです。

池田幸嗣委員	決まっとるん、もう。
農地中間管理機構	これは契約してもろとるのを出してるんです。本日、委員会にかけて、その翌日が公告予定日と決まっていますので、これやったらもう8月に契約が終わっている内容です。
池田幸嗣委員	ほな、この公告予定日というのはもうほとんど意味がないんや。出しても出さんでも、もう既に決まっとる分だったら。
眞田幸雄委員	農業委員会に出してからじゃないと。
岩澤佳宜委員	公告予定と書くんがおかしいんちゃうん。公告予定いうたら何かまだ契約しとらんみたいに見えるわのう。勘違いを起こしそうな。
池田幸嗣委員	ほな、これ借受人はもう変わることはないんですね、もう。
農地中間管理機構	今のところはもう、これで契約していますので変わることはない。
眞田幸雄委員	ほんだけん、その日までに万が一のことが起きん限り。
岩澤佳宜委員	貸し手、借り手に万が一のことが起きたら変わる可能性はある。
議長（会長）	可能性はあるけど大概は継承されるわな。
松岡浩二委員	使ってほしいという人の期間は、2年間は農地機構は相手を探してくれるんだったな。
議長（会長）	探してくれる。
松岡浩二委員	ほんなら、2年間で見つからなったら、また返ってくるわけか。ほんなら、また依頼したらいいわけやな。
眞田幸雄委員	ただし、相手が見つかるまではもう自己管理せないかんので、ほんじゃけん、機構さん、ここの農地があるんやけど、誰か見つけてくれませんかというお願いで行くしかない。借受けの人が見つかるまでは、やっぱり自分で管理せないかんということ。
事務局	ほんで、機構さんもやっぱり新規でなかなか担い手さんも受け手が少ないもんで、字小さいんですが、この間のこの初めの事務連絡でしました広報の

中にも「事前に受け手が決まってない場合は出し手のご希望に添えない場合があります」ということで、なかなかほんまに機構さんも一生懸命探しよるんですけど、現実問題としてなかなか借り手を見つけるのが難しい。

議長（会長） 土地によったら、それはもう水の便が悪かったりしたらもう。

大塚ノブ子委員 条件の悪い土地はもうめったに借り手がない。

樫村浩二委員 それやろ。ほしたら、そういう土地が今現在どのぐらいあるかというのも知りたい。そういう土地が、今現在、いよいよ困っとる土地が。

議長（会長） ようけある。

農地中間管理機構 話で、そしたら契約して誰か探しましょうとかいうことで書類を書いた人は何人かおるんですけども、それ以上にいっぱいおるもんで、もうどこで止めているか。

眞田幸雄委員 ほんじゃけん、そのそれをどうするかが大事と思うんです。それで、機構が借り受ける場合、はっきり言うたら無断転用、一部とか無断転用あるじゃないですか。ほんだら、その分は一部駐車場とかしとる場合、それはもう農地に帰してもらうか、その部分の面積を算定して、その残り分だけしか借受けできんのです。ほんじゃけん、それはもう全部図面作って、面積を出さんといかん。

岩澤佳宜委員 もう借りとった人が条件の悪いところを返していきよるんよ。

松岡浩二委員 そうやろな。そら、そうなるわな。

樫村浩二委員 借り手やって嫌や言よる、貸し手も嫌ちゃうん。

岩澤佳宜委員 もう採算合わんとこを借りてもいかんけん、もう返してきよる。

眞田幸雄委員 ほじゃけん、前は条件の悪い農地と条件のええところを、同じ人がそういう土地持ってるじゃないですか。それをセットで借り受けてください言うてお願いしよった、最初は。ほんで、それは何でかというたら、それを10年出すことによって出し手さんに一時金が出せよったということもあつたんです。もう10年たって中は変わっていますけれども。

樫村浩二委員 ほな、お金をつけて何とか作ってくれと言われたような時代も。

眞田幸雄委員 ありますよ。お金出すけん借り受けてくれというところ。それとか、売買するじゃないですか。ほんだら、担い手さんが1 ha以上の団地化ができるのであれば機構を通して売買することができるんです。そのときにそれ以外の農地、無償やから一緒に契約してくれんかとか、そういうお話もよく聞きますけど。10万出すけん農地これ作ってくれんかと、そういう人もおります。

松岡浩二委員 もうそれやったら売ったほうがええわね。

岩澤佳宜委員 売れん。ただでも取ってくれん。

戸田修治委員 ほんならますます、林野化するよ。

樫村浩二委員 そうやな。放棄してもいかんというたら困るのう、これ。

岩澤佳宜委員 それでみんな困りよるんや。

議長（会長） 今それはやっぱり、米の値段がやっと30年ぶりに30年前の米になったということ自体が、耕作放棄地が増えてきたのもひとつ原因があるかもわからん。

岩澤佳宜委員 米が上がっても、もう二度と作るいう人もおらん。やめたらもうできん。もう1回やめて、機械や何やかや手放したら、今さら作れ言うたって無理です。ほんで、今刈りよる人はもうつついっばい行きよる。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番を除く議案第19号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である23番の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さん案件は1件で、設定する権利等の種類は使用貸借権1件となっております。期間は6年1件となっております。利用内容については露地野菜の作付となっております。
以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等はございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第20号から第27号までを一括上程致します。

では、事務局から説明をお願い致します。

事務局 今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてご説明いたします。議案書の14ページをお開きください。

今回は農用地域からの除外が8件ございます。対象農地は8筆で、面積が4,891.34㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第20号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料29ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南約540mに位置しております。

会長提出議案第21号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。除外後の用途は農家住宅です。申請の位置でございますが、資料32ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から北東約260mに位置しております。

会長提出議案第22号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料34ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南西へ約540mに位置しております。

会長提出議案第23号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は貸駐車場です。申請の位置でございますが、資料36ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から北約370mに位置しております。

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第20号から第27号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第20号から第27号につきましてお諮りします。議案第20号から第27号原について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第20号から第27号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 日程第8 青年等就農計画の審査についてですが、18日の金曜日に取下げがありましたので、来月以降の審議となります。 本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、何かございますか。 農地集積専門員から何かありましたら、ご報告をお願いします。
農地中間管理機構	ありません。
眞田幸雄委員	基本的なことなんですけども、18条6項に基づく通知で、農地解約するじゃないですか。ほんで、解約から引渡しまで1月間あるわね。それで、今度、3条の分の経営面積は、この解約の期間で耕作面積を落とすとるね、それとも、現状のもう借り受けたる面積全ての経営面積をこれ表示しとるんですか。要は、借り受けて、今回解約したらそれだけ面積が減るじゃないですか。ここの経営面積というのは、これを除いた面積か、入った面積か。これどちらで委員会にかけているのか。
事務局	10月1日時点で台帳に載っとったら入っとるけん。
眞田幸雄委員	いや、申請やけど、引渡しまでの1か月の間やから、契約期間はその前で切れるじゃないですか。契約期間が切れて申請しとるでしょう。 引渡しまでは農地を耕作する権利があるきに、入れるんは当然違うかという人もおるし、いや、それはもう解約時点でもう人を代えるということやから、原状に戻して返すというだけの話やから。
事務局	これはもう農家台帳のシステム上の都合なんですけど、解約が出てきて入力をして、定例会が終わるまではそれが反映できないようになっていますので、まだその貸し借りがある状態の面積でこちらに反映されています。

眞田幸雄委員

引渡し期間までの間は入ってるということ。

事務局

ということです。

次回ですけれども、11月20日、同じく1時半からここで行いますので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

以上をもちまして、令和6年10月農業委員会定例会を閉会致します。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 3時02分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願ひについて

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農業振興医地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 3 番

署名委員 4 番